

第1回警察における女性の視点を一層反映した対策の推進に関する検討会
議事要旨

1 日時・場所

平成25年1月29日(火)午後4時から午後6時まで
中央合同庁舎2号館19階 警察庁庁議室

2 次第

別添のとおり

3 概要

(1) 事務局より経緯・今後の進め方・資料等について説明

(2) 協議

ア テーマ ・ 1 「女性(性犯罪等)被害者等への相談対応、被害届受理、事情聴取、被害者支援業務等における課題及び改善方策」について

委員： 警察に相談しやすいというのは、全体的な雰囲気やどれだけ誠実に聞いてくれるかという問題ではないか。

女性の被害者にはいろいろな場合があり、女性だから女性警察官が全部対応しなければならないということはない。しかし、例えば性犯罪や性的な問題が絡む場合、DV等で男性に恐怖心を持っている場合など女性による対応が必要な時にどのように女性警察官につなぐのか、その方策が必要ではないのか。ストーカー事案などでは女性警察官でなくてもしっかり聞いて把握してくれるのであれば大丈夫な場合が多い。ただし、男性警察官の威圧的な態度や対応には注意してもらいたい。

委員： 非常に大事なポイントであるが、性犯罪等に対応する女性警察官全体の数は足りているのか。

委員： 以前より女性警察官の数は多くなり、技能等のレベルも上がっていると思うが、数的にはまだ少ない。

イ テーマ ・ 2 「女性警察職員による女性被害者等からの相談受理等を行うための24時間体制の整備」について

委員： 被害者が駆け込むことのできるワンストップセンターのようなものを作り、コーディネーターが警察等様々な支援機関につないでいく必要がある。ワンストップセンターのような事業はまだ始まったばかりであるが、全てを警察の女性職員に頼るとするのは難しいと感じる。

委員： 被害者に対する配慮のためにワンステップセンターのようなものを広げて行くことは大切であり、必要に応じて専門知識を有する警察官が対応すれば非常に良いと思う。

委員： 地域の中で身近な所に相談できる場所があると良い。全国の防犯ボランティアの方々の新しい活躍の場面としても考えられるのではないかと。

警察への相談に際しては、ワンストップセンターのコーディネーターのような方が、この事案はかなり深刻なケースかもしれないから援助ではなく刑事の手続を取った方が良いのではないかとというようなアドバイスができる仕組みができると良いと思う。

委員： 相談全体の総数140万件のうち、ストーカー、DV、強姦、強制わいせつなど女性が被害者になりやすい相談は合わせて約8万件とされているが、これらについて特に配慮する必要があるということか。

警察庁： それらについて女性被害者等の問題として注目していく必要があると考えている。

委員： 配偶者暴力が急増しているが、これは実際に増えたのか、それとも相談しなかったものを相談するようになったのか。もし后者であれば、まだ相談しない人がたくさんいるということであり、隠れていて何も言わない人をどうするのかという問題もある。

警察庁： 平成12年にストーカー規制法、平成13年に配偶者暴力防止法が制定されて以降件数を把握するようになった。なかなか周知されてこなかった面もあり、推測に過ぎないが、マスコミに大きく扱われた事案によってしっかり警察に訴えた方が良いという認識が広まったのではないかと。ここまで出て来たということであり、今後、暗数が大幅に増加するということは、今は想定していない。

委員： 警察に届け出ないDVはかなりあるが家事的な解決等をしており、警察が認知する暴行はある程度安定してきているのではないかと。警察に認知されない暗数が多いのは性犯罪であり、内閣府の調査によれば、刑事事件対象に限らず意に沿わない性行為も含めた被害経験を有する者のうち7割が誰にも相談していない。恥ずかしい、どこに行ってもいいのかわからないという理由で非常に暗数が多い。警察に届け出るとのことだけでも非常に

ハードルが高く、当初警察に駆け込んだ際にはまずどうしたら良いのかについて情報を得たいという被害者が多い。

委員： 強姦、強制わいせつの認知・検挙件数は減少しているが、全体の数から見ると大きく解決したということではない。性犯罪に関しては、現在届出をしていない被害者が相談しやすくなるよう、警察の対応を改善することが大きな課題である。警察以前の段階であるワンストップセンターのような機能についても考える必要があるが、警察のみがやれば解決する問題ではないという指摘は非常に重要である。

ストーカーにも極端な暴力事犯や連続的なものがあり、個別具体的な対策とするよりザックリと女性被害者対策としてもう一步前進する意味はある。女性警察官の24時間体制について、コストとベネフィットのバランスの問題もあるところ、どう考えるか。

委員： 駆け込んでくる事件の対応についてしっかりできれば良く、女性警察官がそこにいなくても呼び出すなどして対応できる体制があれば良い。

また、興味本位で聞くという問題や聞く場所の問題もある。被疑者の事情聴取をするような場所や狭い部屋で男性警察官と1対1というのは被害者にとって大変辛い。被害者から話を聞くスペース等は重要である。

委員： 現実的に女性警察官が常時24時間待機しているというのは非常に難しい。第一次的な相談窓口は男性でも良く、次にジャッジをして、これは直ぐに女性警察官の対応が必要であると認めた場合に駆けつけられる体制を十分に整備すべきである。男性も必要な教育を受けスキルアップをして、女性被害者等の気持ちに寄り添える男性が増えると警察の対応も変わるのではないか。変わったことをアピールするのも良いと思う。

委員： 24時間体制は、そこに必ず1人貼りついていないといけないという意味ではなく、夜間でもどこかに必ず女性がいて対応できるように整備されればよいのではないか。いずれにしてもまず女性警察官を増やすことが大前提だろう。また、男性への教養は女性以上にもっと行う必要がある。

委員： その場所にいなくてもテレビ電話等のITを活用して対応できるのではないか。海外の先進事例を取り入れるのも1つの方法である。

委員： 性犯罪は日本では少なく、その意味では対策はうまくいっていると考えられる。しかし、警察に関しては、現在も男性社会的な面が色濃く残っており、男性警察官に対する教育・教養について、被害者等の話を聞かせる教養を行っているとのことであるが、それで効果は上がっているという評価なのか。

警察庁： 被害者の心情を理解するという意味ではかなりの効果がある。しかし、それだけでは十分ではなく、被害者支援員の話も聞かせて、被害者に寄り添う活動を強化していきたい。

委員： 被害者支援員の話を通り返し聴かせることは良い方法である。被害者支援をしている人たちは被害者のことをよく捉えており、警察官のみならず一般市民に対してもぜひ聴かせてもらおうと良い。

委員： 警察官に限らず、何らかの形で広報活動は大事だと思う。

委員： 性犯罪被害者から直接話を聴くことは難しいので、支援者やカウンセラー等から被害者がどのような状況になるかなどについて聞くことは、どうすべきかということも分かり非常に有益である。

DVについては相談に当たる人の価値観や人生観、男女観が大きく影響する。警察としては理念的なことよりも危険性を的確に伝える必要がある。

委員： 事情聴取の時に気を付けるべきこととして警察官が分かっていないと思うことはあるか。

委員： 捜査員は公判維持や立件の関係で弱点の部分をかなり聞く必要があるのだが、聞き方が問題である。追い詰めると、何も分かってくれない、警察に言ってもダメだと思ってしまう。危険に関わる部分、サポートが必要な部分を中心に聞いて、聞き方に注意することが大切である。

ウ テーマ ・ 3 「女性等の犯罪被害の未然防止、再被害防止のための対策」について

委員： 性犯罪者の再犯防止に対する対策も大事だと感じる。

委員： 法務省で性犯罪者の矯正教育のための対策を行っているが、必ずしも効果があるかどうか分からない。警察としては女性側の自衛意識を高めることもやっていくべきなのかどうかという問題がある。

委員： DVや恋愛がらみのストーカーの場合、そこから抜けきるのが難しく、早く逃げれば良いではないかということになると被害者の落ち度であるという話につながりやすいので気を付ける必要がある。必ずしも防犯意識が乏しいためではなく人間関係があるため被害届が出せないことがある。コミュニケーションの問題や被害者・加害者を作らないための教育などの問題も存在する。

危険性をチェックするという取組には非常に興味がある。特にストーカーは女性のみならず男性が被害者となる場合もかなりあるところ、危険度チェックをスキルとして持つことは有効だと思う。

以 上